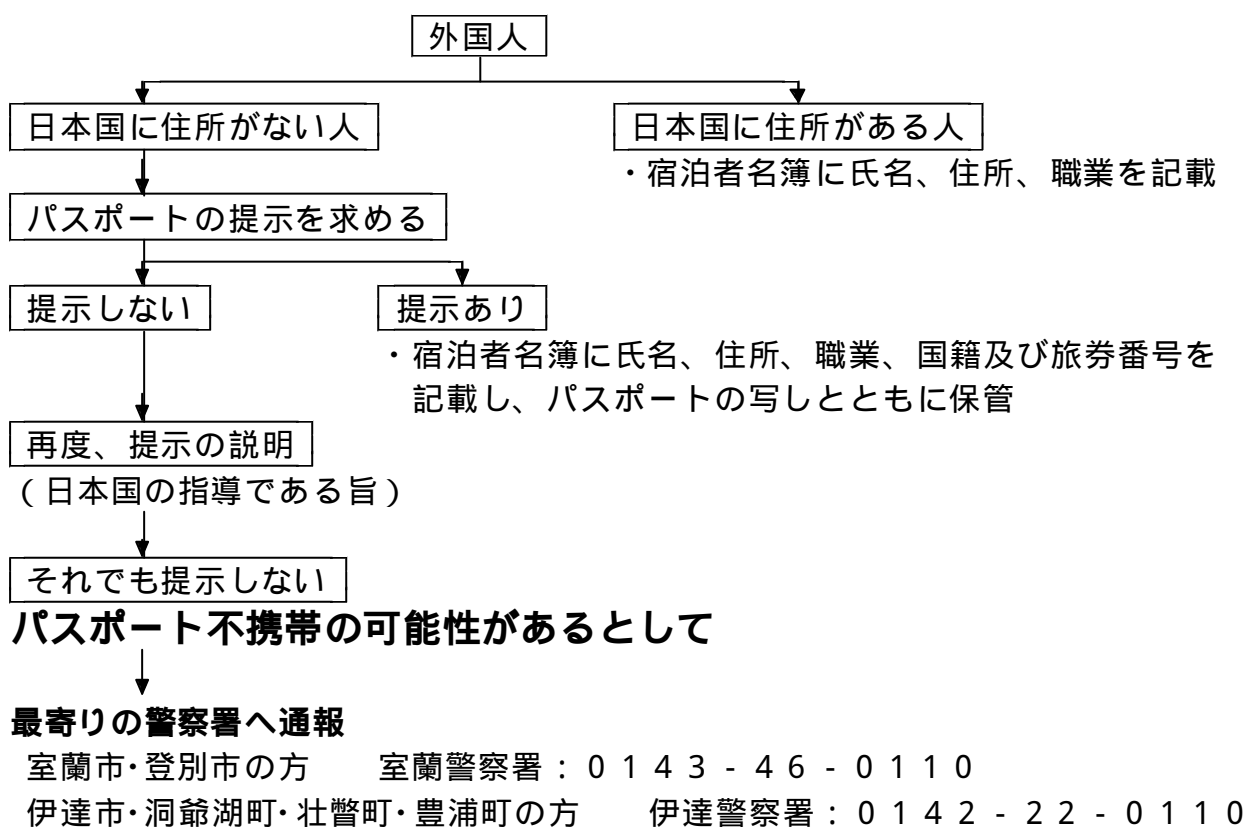


## 旅館を経営している皆様へ

旅館業法及び旅館業法施行規則では、宿泊者名簿について次のとおり取扱うことと規定されています。

**外国人**（日本国に住所がない外国人に限る。）の宿泊受付時にその人の国籍及び旅券番号が宿泊者名簿の記載事項となっており、その人に**パスポートの提示**を求めてください。

### 外国人の宿泊受付時の対応方法のフロー図



### 関連事項として

営業者が宿泊者に対して氏名、住所等の宿泊者名簿記載事項を請求したにもかかわらず、宿泊者がある事項を申告しない場合にはその宿泊を拒否できること。

警察官から宿泊者名簿の閲覧請求があった場合に協力すること。

旅券を所有せずに入国するアメリカ合衆国軍隊の構成員については、身分証明書によりその者を確認し、その旨を記載する。

旅券や身分証明書の写しを保存する必要はありません。

室蘭保健所生活衛生課環境衛生係  
TEL. 0143-24-9848  
FAX. 0143-22-5282